

## 議案第128号

### 大阪の成長及び発展に関する基本的な方針に関する事務の委託に関する 協議について

大阪の成長及び発展に関する基本的な方針に関する事務を、大阪府に委託するため、次の規約案により協議する。

### 大阪の成長及び発展に関する基本的な方針に関する事務の委託に関する 規約案

(趣旨)

第1条 この規約は、大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例（令和3年大阪府条例第1号）及び大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例（令和3年大阪市条例第13号）に基づき、大阪の成長及び発展に関する基本的な方針の策定及び進捗管理に関する事務に関し、大阪市から大阪府に委託するために必要な事項について定めるものとする。

(事務の委託の対象となる戦略等)

第2条 大阪市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、次に掲げる大阪の成長及び発展に関する基本的な方針（大阪市が地域の実情に応じて策定する住民に身近な施策に関する事項を除き、広域にわたる事項に係る部分に限る。以下「戦略等」という。）の策定（変更を含む。以下同じ。）及び進捗管理に関する事務（以下「委託事務」という。）を大阪府に委託する。

- (1) 大阪の成長戦略
- (2) 大阪の再生・成長に向けた新戦略
- (3) 万博のインパクトを活かした大阪の将来に向けたビジョン
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大阪の成長及び発展に関する基本的な方針であって、大阪市が大阪府に策定を委託する必要があるもの

2 前項第4号に掲げる戦略等については、副首都推進本部（大阪府市）会議における協議により定めるものとする。

（委託事務の管理及び執行に関する手続）

第3条 大阪府知事は、委託事務の管理及び執行については、次項から第4項までの規定に定める手続に沿って行うものとする。

2 大阪府知事は、大阪市長の協力を得て、戦略等の案を作成する。

3 大阪府知事は、前項の戦略等の案について、副首都推進本部（大阪府市）会議において大阪市長と協議する。

4 大阪府知事は、大阪市における事業等の実施状況等の情報提供を受けて、戦略等の進捗管理を行う。

（委託事務の担当部局等）

第4条 第2条第1項第1号から第3号までに掲げる戦略等に係る委託事務の管理及び執行は、大阪府政策企画部において行う。

2 第2条第1項第4号に掲げる戦略等に係る委託事務の管理及び執行については、当該委託事務を担当する大阪府の部局において行う。

3 委託事務の管理及び執行については、大阪府の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

4 大阪府知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを大阪市長に通知するものとする。

（円滑な実施に向けた大阪府及び大阪市の連携調整）

第5条 大阪府知事及び大阪市長は、委託事務の管理及び執行について、戦略等の策定から進捗管理に至るまでの連携調整を適切に図るものとする。

（経費の負担並びに予算及び決算）

第6条 委託事務の管理及び執行に要する経費は大阪市の負担とし、その細目については大阪府知事と大阪市長が協議の上、別に定めるものとする。

2 大阪府知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、大阪府一

般会計歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

3 大阪府知事は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を大阪市長に通知するものとする。

4 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、大阪府知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

(委託事務の変更又は廃止の協議)

第7条 大阪府知事及び大阪市長は、委託事務の状況の変化に適切に対応できるよう、この規約の変更又は廃止に係る申出があった場合には、当該申出に対し、副首都推進本部（大阪府市）会議において誠実に協議するものとする。

(補則)

第8条 この規約に定めのない事項又はこの規約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて、大阪府知事と大阪市長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、大阪府の議会及び大阪市の議会のうち最後に議決した議会の議決の日から施行する。

令和3年5月14日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

大阪の成長及び発展に関する基本的な方針に関する事務を大阪府に委託するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法 (抄)

(協議会の設置)

第252条の2の2 省 略

2 省 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4-6 省 略

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 省 略

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。